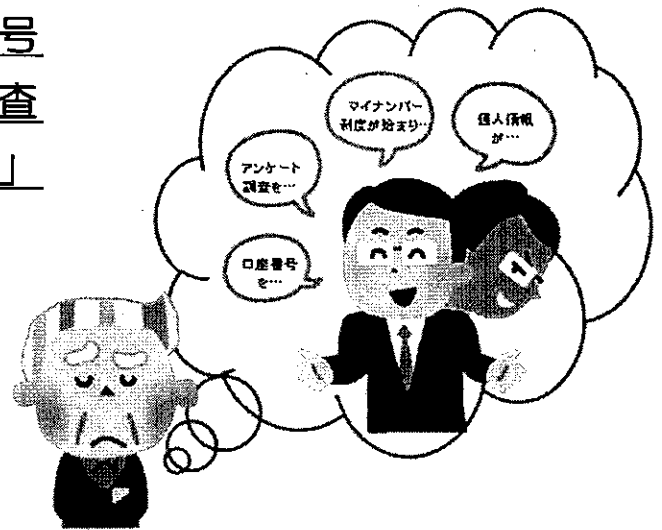




広島市消費生活センターだより

マイナンバー制度に便乗した 不審な電話等にご注意ください！

平成27年10月からマイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」「マイナンバーを管理する」「早く手続きしないと刑事問題になる」などといった不審な電話、メール、手紙、来訪等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています！



被害にあわないために

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号、家族構成や年金・保険などの個人情報を聞いたり、お金などの要求や、ATMの操作をお願いすることは一切ありません！
こうした内容の電話や手紙、訪問には絶対に応じないでください！
- 「名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です！
- 少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センター（消費者ホットライン「188」）や警察等に相談してください！

マイナンバー制度全般のご相談は専用コールセンターへ 0570-20-0178

広島市消費生活センター

消費生活センターでは、消費者トラブルの相談や苦情をお受けし、解決のためのお手伝いをしています。消費生活上の一般的なお問い合わせにも応じています。

☎082-225-3300

（開館時間）10時～19時

（休館日）毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111（月～金曜日 9時～17時、祝日は休館）



相談無料
秘密厳守
です！

見守り 新鮮情報

「IP電話に変更すれば電話料金が安くなる。工事費用も工事後に返金する」という勧誘電話があった。年金生活なので、安くなるなら助かると思い承諾した。その後、工事費用は返金された

が、毎月の電話料金がこれまでの

2.5倍になり驚いた。契約書を息子に見てもらおうと、インターネット接続サービスも契約していることが分かった。パソコンを持っていないので不要な契約だ。説明と違うので納得できない。(80歳代 女性)



安くなるはずの電話料金が 2.5倍に IP電話の契約

ひとこと助言



十分
検討しよう

- IP電話はインターネット回線を利用するサービスのため、勧誘事業者を通じて、光回線、プロバイダ、その他オプションサービス等を同時に契約することが多く見られます。
- さらに、IP電話に変更したことにより、これまで利用できていた緊急通報サービスなどが使えなくなる場合もあります。
- 勧誘されても、その場で返事をせずに、家族などと一緒に契約内容や1カ月の支払総額、解約条件などを確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。